

横浜市公会堂条例の一部改正について

1 趣旨

横浜市港南区総合庁舎整備事業により整備する横浜市港南公会堂の会議室の利用料金を改定するため、現行条例の一部を改正します。

2 整備後の港南公会堂の概要

項目	詳細
施設内容	・講堂(525 席) ・会議室(1 号(54 m ²)・2 号(49 m ²)) ・和室(37 m ²)
延床面積	約 3,211 m ²
開館	令和 3 年 5 月 10 日
構造・規模等	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 4 階地下 1 階建てのうち 2 階から 4 階の一部

※ 旧港南公会堂の概要

施設内容：講堂(534 席)・会議室(1 号(28 m²)・2 号(43 m²))・和室(33 m²)
延床面積：約 1,695 m²
規 模：地上 6 階地下 1 階建てのうち 5 階から 6 階の一部

3 条例改正の内容

横浜市公会堂条例では、会議室の利用料金は、各公会堂の最も大きい会議室の利用料金を上限額として規定しています。

港南公会堂で最も大きい会議室が、整備前の 43 m²から整備後は 54 m²と広がるため、条例(別表第 5)に規定する港南公会堂の利用料金の上限額を変更します。

<改正内容>

(上段 改正案)
(下段 現行)

別表第5 (第10条第2項) 横浜市港南公会堂

種 別	単 位	利 用 料 金	
		平 日	日曜日、 土曜日及 び休日
会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき $\frac{3,100}{2,500}$	$\frac{3,720}{3,000}$
	入場料等を徴収 する場合	同 $\frac{6,200}{5,000}$	$\frac{7,440}{6,000}$

※ 講堂の利用料金は、開港記念会館を除き各館一律となっているため、条例改正は
ございません。

4 施行期日

規則で定める日から施行します。